

平成 28 年度 第 1 回

寝屋川市都市計画審議会

議 案 書

目 次

案件（１） 東部大阪都市計画道路の変更（市決定） -----	1
（議案第 122 号）	
案件（２） 東部大阪都市計画生産緑地地区の変更（市決定） -----	4
（議案第 123 号）	

案件（１）東部大阪都市計画道路の変更（市決定）
（議案第 122 号）

東部大阪都市計画道路の変更(寝屋川市決定)

1. 東部大阪都市計画道路中3・4・215-23号萱島堀溝線を3・4・215-34号萱島讃良線に名称を改め、次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・215-34号	萱島讃良線	寝屋川市萱島本町地内	寝屋川市讃良東町地内	寝屋川市萱島桜園町地内	約1,350m	地表式	2車線	18m	幹線街路と平面交差2箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

2. 都市計画道路中3・4・215-23号萱島堀溝線を廃止する。

理 由

一部整備済みである、都市計画道路萱島堀溝線において、長期未着手区間について、社会情勢等の変化や本市の将来都市像に沿った計画となっているかの検証を行うとともに、ネットワーク・アクセス性・都市防災等の観点から評価した結果、当該路線の一部区間の廃止を行うものである。

案件（２） 東部大阪都市計画生産緑地地区の変更（市決定）
（議案第 123 号）

東部大阪都市計画生産緑地地区の変更(寝屋川市決定)

東部大阪都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

名 称	位 置	面 積	備 考
小路南町6	寝屋川市小路南町地内	約 0.05 ha	追加
小路南町7	寝屋川市小路南町地内	約 0.34 ha	追加
小路南町8	寝屋川市小路南町地内	約 0.34 ha	追加
小路南町9	寝屋川市小路南町地内	約 0.07 ha	追加
高柳六丁目7	寝屋川市高柳六丁目地内	約 0.12 ha	追加
仁和寺本町二丁目3	寝屋川市仁和寺本町二丁目地内	約 1.30 ha	区域変更
池田一丁目1	寝屋川市池田1丁目地内	約 0.16 ha	区域変更
高柳六丁目2	寝屋川市高柳六丁目地内	約 0.21 ha	区域変更
新家二丁目2	寝屋川市新家二丁目地内	約 0.30 ha	区域変更
高宮新町5	寝屋川市高宮新町地内	約 0.08 ha	区域変更
対馬江東町2	寝屋川市対馬江東町地内	約 0.48 ha	区域変更
池田三丁目1	寝屋川市池田三丁目地内	約 0.00 ha	廃止
堀溝北町1	寝屋川市堀溝北町地内	約 0.00 ha	廃止
点野三丁目3	寝屋川市点野三丁目地内	約 0.00 ha	廃止
小路南町2	寝屋川市小路南町地内	約 0.00 ha	廃止
小路南町3	寝屋川市小路南町地内	約 0.00 ha	廃止
小路南町5	寝屋川市小路南町地内	約 0.00 ha	廃止
小 計		約 3.45 ha	
池田二丁目他274地区		約 60.25 ha	変更なし
合 計	286地区	約 63.70 ha	

理 由

寝屋川市の市街化区域の優れた環境機能及び多目的保留地機能を有する農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資すること、または、生産緑地法第3条第1項に基づく生産緑地地区の指定、同法第10条に基づく買取り申出による行為制限の解除に伴い、本案のとおり生産緑地地区を追加、変更及び廃止しようとするものである。